

藤岡市国際交流協会会則

(名称)

第1条 本会は、藤岡市国際交流協会（以下「協会」という）と称する。

(目的)

第2条 協会は、国際交流事業を効果的かつ積極的に実施することにより国際的な相互理解の促進と相互利益を追求し、それらを通じて世界平和に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種国際親善相互交流事業の計画及び実施に関すること。
- (2) 国際交流に関する情報収集、調査研究に関すること。
- (3) 関係諸団体との連絡、調整に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事業の推進に関すること。

(組織)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する団体及び法人並びに個人をもって組織する。

(役員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 委員 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

4 役員に欠員が生じたときは、役員会において選任する。ただし、補欠により選任されたものの任期は、前任者の残任期間とする。

5 役職によって選任された役員が、その職を離れたときは、後任者がその役員に就任するものとする。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

3 委員は、役員会、部会の構成員として、会務に従事する。

4 監事は、協会の会計を監査する。

(名誉会長)

第7条 協会に名誉会長を置く。

2 名誉会長は、藤岡市長をもって充てる。

(総会)

第8条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集し、会議の議長となる。

3 総会は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 総会の議決すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 予算並びに決算に関すること。

(2) 事業報告並びに事業計画に関すること。

(3) 会則の改正に関すること。

(4) 役員会からの付議事項。

(5) その他会長が必要と認めた事項。

(役員会)

第9条 役員会は役員をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

3 前条3項の規定は、役員会について準用する。

4 役員会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) その他会長が必要と認める事項

(部会)

第10条 事業の計画立案及び実施のため、協会に次の部会を置く。

(1) 総務部会

(2) 文化交流部会

(3) 市民交流部会

(4) ボランティア部会

2 部会は、会長が会員の中から任命する者をもって構成する。

3 部会には部会長及び副部会長を置き、部会長は委員となる。

4 部会は、部会長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

(経費)

第11条 協会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第12条 会員は、毎年度1口以上の会費を納入する。

(1) 団体会費 1口 10,000円

(2) 法人会費 1口 10,000円

(3) 個人会費 1口 2,000円

2 会長は、特別の理由があると認めるときは、前項に定める会費を減免することができる。

(会計年度)

第13条 協会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第14条 協会の事務を行うため、藤岡市役所内に事務局を置く。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この会則は平成9年7月26日から施行する。

附則

この会則は平成21年4月1日から施行する。

附則

この会則は平成25年4月1日から施行する。

附則

この会則は平成29年4月1日から施行する。